



令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物点検業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2025082900

業 務 名 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物点検業務委託

履 行 場 所 加東市全域

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

頁0-0001/0011

単価適用年月日	0-07. 07. 01 (0)		
	今 回	前 回	
旅費交通費率計上	01 自動率計上する		

工事費内訳書

頁0-0002/0011

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						
土木設計（その他設計業務）						
共通						
打合せ等						
打合せ						
	1		業務			施工 第0-0001号内訳表
道路施設点検						
道路土工構造物点検						
計画準備						
	1		業務			施工 第0-0002号内訳表
資料収集・整理						
	1		業務			施工 第0-0003号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0011

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
特定道路土工構造物の抽出						
	1		式			施工 第0-0004号内訳表
道路土工構造物点検						
	117		箇所			施工 第0-0005号内訳表
点検結果取りまとめ						
	117		箇所			施工 第0-0006号内訳表
報告書作成						
	1		業務			施工 第0-0007号内訳表
直接費計（その他設計業務）						
電子成果品作成費（その他設計業務）						
			式			
旅費交通費（率計上）						
			式			
その他原価						
			式			
業務原価						

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費等							
				式			
委託業務価格							
業務価格計							
消費税相当額							
				式			
総計							

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0005/0011

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

業務

当り

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

計画準備

当り

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

資料収集・整理

当り

[illegible]

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0008/0011

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

式

当り

[illegible]

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0009/0011

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0010/0011

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0011/0011

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

業務

当り

[illegible]

数 量 総 括 表

数 量 総 括 表

業 務 名	令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物点検業務委託			事業区分	設計業務委託	
				業務区分	土木設計	
工 種 ・ 種 別 ・ 細 目		算 式	数 量	単位	摘 要	
設計業務委託費						
土木設計（その他設計業務）						
共通						
打合せ等						
打合せ					中間打合せ1回	
			1	業務		
道路施設点検						
道路土工構造物点検						
計画準備						
			1	業務		
資料収集・整理						
			1	業務		
特定道路土工構造物の抽出						
			1	式		
道路土工構造物点検						
			117	箇所		
点検結果取りまとめ						
			117	箇所		
報告書作成						
			1	業務		

仕 様 書

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、加東市（以下、「発注者」という。）が委託する「令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 道路土工構造物点検業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、「平成25年度 社会資本整備総合交付金事業 道路ストック総点検事業 道路のり面工・土工構造物点検業務委託（以下、「H25 業務」という。）」の結果を踏まえ、発注者が管理する道路土工構造物の再点検を行うことで変状の進行を把握するとともに、特定道路土工構造物の抽出・点検を行い、「加東市法面工・土工構造物維持修繕計画（平成26年度策定）」を更新するための基礎資料を作成することを目的とする。

第3条 準拠法令等

本業務は、本特記仕様書に定めるもののほか、以下に示す法令等を遵守するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年 法律第180号）
- (2) 道路土工構造物点検要領（平成29年8月・国土交通省 道路局）および（令和5年3月・国土交通省 道路局 国道・技術課）（以下、点検要領とする。）
- (3) 加東市財務規則および契約規則（平成18年3月）
- (4) 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月）
- (5) その他関係法令および通達等

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月13日までとする。

第5条 提出書類

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者届および照査技術者届（経歴書、資格証（写）等を含む。）
- (5) 各種資格証および証明書等
- (6) その他発注者が示す書類

第6条 配置技術者

本業務に配置する管理技術者および照査技術者は、以下の(1)～(3)のいずれかの資格を有する自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、兼務は不可とする。

- (1) 技術士（建設部門：道路）または（総合技術監理部門：建設・道路）

(2) 技術士（応用理学部門：地質）または（総合技術監理部門：応用理学・地質）

(3) RCCM（道路）または（地質）

第7条 貸与資料

本業務で貸与する資料は、発注者が必要と認めるものとし、受託者はこれを適切に保管および管理し、本業務の完了後速やかに返却しなければならない。

第8条 品質の確保

受託者は、品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証資格を有するものとし、契約締結前に認証証明書の写しを提出しなければならない。

第9条 機密保持

受託者は、本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第10条 土地の立入等

受託者は、本業務で現地に立入る場合は、事前に詳細な工程表を作成し、発注者と協議した上で地権者等に周知しなければならない。また、土地の立入について問題が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

2 受託者は、現地に立入る際は、発注者が発行する身分証明書を必ず携帯し、住民等から提示を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

第11条 交通安全管理

本業務の履行に当たり、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

第12条 成果品の瑕疵

本業務の完了後、受託者の過失または粗漏に起因する不良箇所が確認された場合は、発注者が必要と認める補足訂正およびその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。

第13条 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て発注者の所有とし、発注者の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。

第14条 疑義等

本仕様書に明示されていない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議の上決定するものとする。

第2章 業務内容

第1条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 打合せ | 1 業務 |
| (2) 計画準備 | 1 業務 |
| (3) 資料収集・整理 | 1 業務 |
| (4) 特定道路土工構造物の抽出 | 1 式 |
| (5) 道路土工構造物点検 | 117 箇所 |
| (6) 点検結果取りまとめ | 117 箇所 |
| (7) 報告書作成 | 1 業務 |

第2条 打合せ

打合せは、業務着手、中間および成果品納入時に行うものとし、受託者は、その都度「打合せ記録簿」を作成し、発注者の確認を受けなければならない。

第3条 計画準備

本業務の実施に当たり、業務の目的、仕様および貸与資料の内容を十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を進めるための方法、手順、使用する主要な機器、人員配置および工程計画を明記した業務計画書を作成する。

第4条 資料収集・整理

貸与資料のほか、業務を履行する上で必要となる既存資料を収集し、合理的かつ正確に作業が進められるよう情報を整理する。

第5条 特定道路土工構造物の抽出

発注者が管理する緊急輸送道路（表-1）における特定土工法面（切土高おおむね 15m 以上、盛土高おおむね 10m 以上）を机上抽出し、路上目視による現地確認を行った上で、特定道路土工構造物に該当するかを判断する。

【表-1 緊急輸送道路】

接続対象指定 拠点避難所	指定路線	備考 (接続対象路線)
北播磨県民局 加東警察署	(市) 社貝原線	一般国道 175 号との接続
青野原駐屯地	(市) 高岡西山線 (市) 高岡桜台線	一般国道 372 号との接続
旧滝野庁舎	(市) 庁舎 1 号線	(一) 下滝野市川線との接続 ※(一) 市場多井田線を經由

兵庫教育大学	(市)大学前久米線	(主)西脇三田線との接続
市立社学園小・中学校	(市)状ヶ池学校線	一般国道 372 号との接続
旧市立社小学校	(市)社環状線 (市)木梨社線	一般国道 372 号との接続
市立滝野東小学校	(市)新町稲尾線	一般国道 175 号との接続
滝野体育センター	(市)上滝野公民館線	(一)下滝野市川線との接続 ※(一)市場多井田線を經由
市立滝野中学校	(市)河高下滝野線	(一)下滝野市川線との接続
市立滝野南小学校	(市)赤山河高線 (市)高岡南北 1 号	一般国道 372 号との接続
旧市立東条東小学校	(市)埴鹿谷 5 号線	(主)西脇三田線との接続 ※(主)小野藍本線を經由
旧市立東条西小学校	(市)厚利吉井線	(主)西脇三田線との接続 ※(主)小野藍本線を經由

- 2 発注者が管理する前面に並行して河川のある盛土又は擁壁（道路肩から道路土工構造物の法尻もしくはその前面と河床との接点までの水平距離がおおむね 7m 以内で、河床勾配がおおむね 1/250 より急勾配であるもしくは湾曲部等の水衝部になっている箇所）を机上抽出し、路上目視による現地確認を行った上で、特定道路土工構造物に該当するかを判断する。

第6条 道路土工構造物点検

以下の①～③を対象として、点検要領に従い点検を実施する。

- ① 前条にて抽出した特定道路土工構造物
- ② H25 業務において 2 次点検を行った箇所（対策済み箇所を除く。）
- ③ その他発注者が指示する箇所

(1) 点検の実施

- ・点検は近接目視を原則とし、表-2 に示す切土・盛土を構成する施設について、変状の有無を確認する。
- ・近接目視をするために高所作業車が必要な場合は、使用箇所及び日数を事前に発注者と協議し、発注者から使用の承認を得た日数のみ、設計変更の対象とする。
- ・点検時に第三者被害の恐れがある変状を確認した場合は、必要に応じてたたき落とす。

し等の応急措置を行い、速やかに発注者に連絡を行った上で、後日、書面により報告する。

【表-2 切土・盛土を構成する施設】

法面	切土または盛土により人工的に形成された斜面
法面保護施設	人工的に形成された斜面に設置された保護施設（法枠、吹付け、擁壁、補強土、グラウンドアンカー等）
排水施設	雨水や湧水等を速やかに排除する施設（法肩排水溝、縦排水溝、小段排水溝、じゃかご、排水孔等）

(2) 健全性の診断

- ・同章第4条で整理した情報および前号の点検結果を踏まえ、表-3に示す判定区分により、道路土工構造物の健全性の診断を行う。

【表-3 判定区分の目安】

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察等の措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

第7条 点検結果取りまとめ

前条で点検した道路土工構造物について、点検要領に基づき「点検表記録様式」を作成し、点検結果を一覧にした「点検結果一覧表」も併せて作成する。

第8条 報告書作成

前条で作成した「点検結果一覧表」および「点検表記録様式」を報告書の体裁に取りまとめた「業務報告書」を作成する。

第3章 成果品

第1条 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 1 式 |
| (2) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (3) その他発注者が必要と認める資料 | 1 式 |